

特定社会保険労務士の小林勝哉です。現在の私があるのも、佐藤としみ先生の明快な講義と、実務でも辞書として活用している佐藤塾プレミアムテキストのおかげです。東京都新宿区で開業して3年、テレワークの専門相談員／コンサルタントとしての業務を中心に活動しています。

## Q 社労士試験合格発表日のことは覚えていますか。

もちろんです！一気に世界が広がったことを実感しました。多くの受験生の皆さんと同じく、合格までは壁の向こうに何があるのか全くわかりませんでした。合格発表日の朝いきなり扉がバーッと180度開いて、開業することは決めていたものの、“いったい何をすれば？”と戸惑いました。励まし続けて下さった先輩にご報告すると、“楽しんでください！”と激励をいただき、そうだ！思いっきり楽しもう！と、開業準備を進めました。

## Q いきなり開業登録をされたのでしょうか。

いいえ、まずは勤務先の港区のたくさんの社労士のみなさんと交流を深めようと思い、勤務登録をしました。しかし登録後すぐにコロナ禍に入り一切の対面行事が中止となり、支部のみなさんと会うことも難しくなってしまいました。

そこで、次は会社員として兼業での開業の準備を始めようと決意し、社労士の開業体験本を10冊以上買い求め、社労士事務所の仕事のイメージをつかむことから開始しました。

開業準備にあたっては、事務所名を決めてロゴを発注、人が商品だと考えコーチングやファッショナーディネーターのアドバイスも受け、初の写真館での撮影をして事務所ホームページやリーフレットを制作、そして事務所選びにと駆け回りました。

勤務先には、副業・兼業の促進に関するガイドラインが改訂されたことを追い風に理解が得られ、正式に個人事業主としての兼業許可を得て2020年10月に兼業で開業しました。

## Q 開業した際、一番最初に手がけたことは何ですか。

開業から半年間は兼業でプレ営業を行い、その後は退職し社労士專業となると計画し、まず自信をもって取り組める分野で競争力のある強みを作ろう！と決めました。

また、開業3年目までに3つの強みを作つて事業の安定的な発展の礎を築こうと決め、相談顧問、テレワーク、高

年齢者の分野を柱とすることとしました。新しい挑戦を始めるに、不思議なもので、人との出会いがすべての基盤となりました。

東京都の事業で初めて企業訪問した時は、勤務先に年休を申請しての参加でした。この時にご一緒した先輩の方が私を信頼して下さり、厚生労働省の事業へも推薦して下さったのです。

これまで厚生労働省の事業のテレワーク専門相談員／コンサルタントとして、多くの中小企業のテレワーク制度のコンサルティング経験を積むことができ、中小企業の抱える現実の経営課題を知る良い経験となりました。現在も、労働時間管理、費用負担、手当、採用、ハイブリッド勤務など幅広い労務管理のご相談に対応しています。

## Q 現在はテレワーク以外にどのような仕事をしていますか。

70歳雇用推進プランナーとして高齢者の分野の仕事を始めようと、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構に専門家登録の面接を受けました。現在、年間100社程度ご訪問して経営者や人事労務担当者とシニア世代に向かって活き活きと働き続けられる人事制度のアドバイスを行っています。20人から30人規模の事業所のご訪問では、直接社長とひざ詰めで真剣勝負の意見交換ができ、経営者の熱い思いを間近で学ばせていただける良い機会となっています。

## Q 社労士会の支部活動で良かったことはありますか。

私は開業してすぐに支部長にご挨拶に伺ったところ、支部役員として委員会に所属して活動をとのことで、支部の「事業委員会」で東京労働局の臨時労働保険指導員として年度更新の窓口担当や、「社会貢献委員会」の学校教育活動として中学生に「労働と年金」の授業を行うなど貴重な経験をすることができました。東京都社労士会の「高等学校（中略）授業実施に係る講師」として高校生の授業にも挑戦しています。

## Q 最後に佐藤塾受講生へのエールをお願いします。

私は佐藤塾で学ばれるすべての受験生の皆様に一言、「そこにある壁は壁じゃない。扉なんだ。」とエールを送らせていただきます。合格発表日の朝、新たに社労士としてスタートされる皆様の姿を楽しみに、私も挑戦を続けてまいります。

## プロフィール

特定社会保険労務士。小林勝哉社会保険労務士事務所 代表。

NTTグループ在職中、兼業にて社会保険労務士事務所を開業。IT×法律で価値創造をと、日本テレワーク協会 専門相談員／コンサルタントとして30社を超えるテレワーク導入・定着を支援。70歳雇用推進プランナー、女性活躍推進コンサルタントとしても活躍の分野を広げ、テレワークを通じた多様な働き方の定着セミナーも多数開催している。



特定社会保険労務士  
**小林勝哉**